

国民年金の付加保険料

国民年金の定額保険料に付加保険料を上乗せして納めると、将来受け取る年金額を増やすことができます。

納めることができる人／●国民年金第1号被保険者 ●65歳未満の国民年金任意加入被保険者
 付加保険料／月額400円
 ※前納する場合は、その期間によって割引があります。
 受け取る付加年金／200円×付加保険料の納付月数
 ※付加保険料を20年間納めた場合、1年間で受け取る付加年金額は48,000円になります。
 2年以上受け取ると、納めた付加保険料と同額以上になります。

●付加保険料の納付を申し出た
 〔注意事項〕
 申し込み方法／本人確認書類（運転免許証など）を持参し、保険年金課で申請してください。
 マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルの利用者登録をすると、スマートフォンなどから申請できます。

付加保険料・付加年金の計算式(例)

付加保険料を20年間納めると
○付加保険料の納付総額 400円×240月(20年)=96,000円
付加年金を3年間で受け取ると
○1年間で受け取る付加年金額 200円×240月(20年)分=48,000円 ↓
○3年間で受け取る付加年金額 48,000円×3年=144,000円

申し込み・問い合わせ先
 保険年金課高齢者医療年金班
 ☎62・5332

ごみの減量化と再資源化を推進

生ごみ処理機等購入補助金

家庭から排出される生ごみを処理する生ごみ堆肥化容器や電動生ごみ処理機の購入に、補助金が交付されます。



対象／市内に住所がある世帯主

要件／●世帯全員に市税の滞納がない ●市内の販売店から購入したものである ●生ごみ堆肥化容器の場合は、容量が100ℓ以上で、ふた付きのもの

補助額

- 生ごみ堆肥化容器：購入価格の2分の1で3,000円まで（1世帯につき2基まで）
- 電動生ごみ処理機：購入価格の2分の1で2万円まで（1世帯につき1基まで）

申し込み方法／環境課や市ホームページで入手できる申請書に必要事項を記入し、領収書、保証書の写し（電動生ごみ処理機を購入した場合のみ）、世帯主名義の通帳、印鑑を持参してください。



申し込み・問い合わせ先
 環境課環境政策班（☎62-5328）

忘れずに申告しましょう

市県民税の申告

市県民税の申告をしないと、必要な行政サービスを受けられないなどの不利益が生じることがあります。収入がない場合でも申告が必要です。

申告を受け付けています

日時／平日の午前8時30分～午後5時

場所／税務課

必要なもの／本人確認書類（マイナンバーカードなど）、前年中の収入が分かるもの（源泉徴収票、支払明細、帳簿など）、各種控除証明書・領収書（生命保険料、国民年金保険料、地震保険料など）

申告をしないと

- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない場合があります。
- 入院などで医療費が高額になったときに、自己負担限度額が高くなる場合があります。
- 各種申請に必要な証明書（所得証明など）が交付されません。

申告をする必要がない人

- 所得税の確定申告をしている
- 勤務先から給与支払報告書、または日本年金機構などから年金支払報告書の提出がされている ※遺族年金や障害者年金のみの人は申告が必要です。
- 収入のない18歳未満
- 市内在住の人に扶養されている

問い合わせ先
 税務課課税班（☎62-5321）